

## 9. 生徒の外国留学に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本校生徒が外国の高等学校への留学に関し、その手続き、条件、単位認定、復学及び卒業等、必要な事項を定める。

(留学の出願・許可)

第2条 外国の高等学校（外国の高等学校とは、外国における正規の後期中等教育機関を言う。以下同じ。）に留学しようとする者は、保護者と連署のうえ留学願い（第11号様式）を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の留学願いを受けた場合、教育上有益であると認めるときは、留学を許可することができる。

(留学の許可申請)

第3条 外国の高等学校への留学を希望する者は、次の申請書類を留学斡旋団体等への留学選考試験書類提出の1ヶ月前までに、学籍係へ提出しなければならない。

- (1) 留学許可申請書（保護者連署）
- (2) 斡旋機関（団体）に関する書類。
- (3) その他必要書類

(出席扱いについて)

第4条 留学希望者の健康診断・パスポート申請時の出欠扱いについて

留学検討委員会において留学希望を認められた生徒に関しては、留学手続きに必要な書類（健康診断・パスポート・選考試験の日等）を入手する際の出欠扱いについては出席扱いとする。

(留学検討委員会)

第5条 校長は、留学に関する審査を留学検討委員会に付託する。

- 2 委員会は、当該生徒の留学申請に疑義の無い場合、留学の許可を校長に答申する。
- 3 留学検討委員会の構成は次の者とする。  
教頭(委員長)、学籍係、留学係（英語科）、当該学年主任、当該学級担任、当該英語科教科担当
- 4 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(留学許可の条件)

第6条 留学の許可を受けることのできる者は、次の各号に該当するものとする。ただし、以下の項目に該当しない生徒に関しては、原級学年に復学することを条件に留学を許可する。

- (1) 留学の事由が正当であること。
- (2) 本校在学中の出席状況（講座等を含む）が良好であること。
- (3) 当該学年までの英語の各科目の成績が評定4相当以上であること。
- (4) 当該学年までの英語以外の各科目の成績が評定3相当以上であること。
- (5) 懲戒処分を受けたことがない者。
- (6) 留学先での生活については、保護者が責任を負える者。

(留学の手続き)

第7条 留学の許可申請を経て、留学許可を受けた者は、次の書類を校長に提出しなければならない。

- (1) 留学願 (第11号様式)
- (2) 留学先の高等学校の受け入れを証する書類
- (3) その他必要な書類

(留学の取消し)

第8条 校長は、生徒に留学理由と異なる事態が生じた時は、留学の許可を取り消すことができる。

(留学の時期および期間)

第9条 留学の時期は、原則として2学期初めとする。

- 2 留学の期間は原則として1ヶ年とする。ただし、校長は教育上有益と認めるときは、当該留学を更新することができる。

(単位の認定)

第10条 校長は、留学を終了した者について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、留学した学年の合計単位数を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

(単位の認定基準)

第11条 校長は、単位の修得の認定にあたり、次の基準に基づくものとする。

- (1) 留学先の高等学校の標準的な授業時数を履修し、一定の成果(単位の修得等に達していること。成果の認定は、外国の高等学校の発行する成績証明書や科目履修に関する証明書に基づき行う。)
- (2) 留学先の高等学校のカリキュラムを本校の教科・科目と対比し、逐一置き換えて認定するのではなく、外国での履修の成果を全体として評価し、認定する。
- (3) 留学期間が2学年にまたがる場合は、留学時の当該学年の単位として認定する。

(復学の手続)

第12条 留学した者が復学しようとするときは、次の書類を校長に提出して許可を受けなければならない。

- (1) 復学願 (第14号様式)
- (2) 留学先の高等学校における単位修得証明書、時間割(校時表)、教育課程に関する書類
- (3) その他の必要書類

(復学の許可)

第13条 校長は、留学した者が外国の高等学校において所定の単位を修得したと認められる場合は、進級させることができる。

- 2 校長は、前項の規定に関わらず、当該生徒が留学時点の学年に復学を希望する場合、当該学年への復学を認めることができる。その際、留学先で修得した単位があっても本校の修得単位として認めない。

(卒業)

第 14 条 校長は、前条により復学を許可した生徒について、次のとおり卒業を認定することができる。

- 2 当該生徒が 3 学年の途中で留学し、外国の高等学校における単位修得が認められる場合は、学年途中で、卒業を認定することができる。その場合、卒業の日付は校長が定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 校長は、この規程の施行前に休学の許可を得て現に外国の高等学校で学習している者についても、平成 14 年 4 月 1 日以降相当と認められる場合は、第 2 条の規程により留学を許可されたものとみなすことができる。

附 則

この規程は、平成 20 年 5 月 21 日より施行する。

附 則 この規定は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 この規定は、平成 24 年 5 月 10 日より施行する。